

スマートフォン プライバシー イニシアティブ に関連した最近の動向について

平成24年12月13日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課



- 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催（平成21年8月 第一次提言公表、平成22年5月 第二次提言公表）。
- 平成22年9月から4つのWGを設置し、平成23年12月までに提言を取りまとめ、公表済み。
- 平成24年1月から新たに「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、検討。

【構成員】

堀部 政男（座長）	一橋大学名誉教授	國領 二郎	慶応義塾大学総合政策学部教授
相田 仁（座長代理）	東京大学工学系研究科教授	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
岡村 久道	英知法律事務所弁護士	野原 佐和子	イプシ・マーケティング代表取締役社長
木村 たま代	主婦連合会	藤原 まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
清原 慶子	三鷹市長	別所 直哉	安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長
桑子 博行	（社）テレコムサービス協会サービス倫理委員長	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授

スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG

- スマートフォンに蓄積された利用者情報をアプリケーション等が様々な形で収集・利用しており、アプリケーション等が収集した情報を第三者へ提供している場合もある。この情報の取り扱いについて利用者が十分認識できていない場合も多い。



スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取り扱いに関して必要な対応について検討。

検討スケジュール

平成24年1月 設置、4月中間取りまとめ。6月末提言案公表。パブリックコメントを実施し8月取りまとめ・公表。

検討体制

構成員：新保 史生（主査） 慶応義塾大学総合政策学部 准教授、森 亮二（主査代理） 英知法律事務所 弁護士
その他、憲法・個人情報・プライバシー関係学識経験者、消費者団体、研究機関等から参加
※ 関係事業者、関係団体等からオブザーバー参加



■ スマートフォンの急速な普及

平成23年度においてスマートフォンの国内出荷台数は2,417万台(携帯電話端末の総出荷台数の約57%)となり、平成23年度末の世帯普及率は約3割と1年前(約1割)の3倍となるなど急速に普及。

■ アプリケーションによる端末内の利用者情報へのアクセス

スマートフォンには行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積。それらに対してアプリケーションがアクセスを行い、外部へ送信している場合があり、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭な場合もある。

■ 利用者情報を十分な説明がないまま取得・活用するアプリも多く、利用者の不安が高まっている。

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」のとりまとめ

- 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展
- 利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策を提案する。
 - ①アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者
に広く適用可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す
 - ②第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案
 - ③利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策
 - ④国際連携の推進



スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC)

【1 活動概要】

- ① モデルプライバシーポリシー及び業界ガイドラインに関する情報交換、業界ガイドライン等を策定するためのサポート
- ② プライバシーポリシーの効果的な表示方法等に関する情報交換
- ③ 利用者情報の取扱いに関する推奨すべき事例及び問題となりうる事例の検討・共有
- ④ マーケット動向及び国際的動向に関する情報交換
- ⑤ 各業界における推進状況の把握 等

(具体的な活動例)

- ・スマートフォンの安心・安全な利用に向けた取組の説明 (IPA、アンドロイダー等)
- ・業界ガイドライン、モデルプライバシーポリシーの作成状況の説明 (MCF)
- ・アプリケーションに関する技術的検討状況の説明 (JSSEC)

【2 参加メンバー】

(1) 構成員:

- ① スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの検討・策定を進める意向がある業界団体、スマートフォンの利用者情報の取扱いに係る業界団体及び関係機関
(一社)日本スマートフォンセキュリティ協会 (JSSEC)、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF)、
(社)電気通信事業者協会 (TCA) による共同事務局

② 学識経験者

新保史生 慶應義塾大学総合政策学部准教授【議長】 森亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士

(2) オブザーバ:

- ① 関係省庁 (総務省、経済産業省、消費者庁)
- ② 関連個別事業者 (移動体通信事業者、広告事業者、レビューサイト 等)

【3 スケジュール】

平成24年 10月 4日	第1回連絡協議会
11月 6日	第2回連絡協議会
12月11日	第3回連絡協議会

関係業界団体及び関係機関

独立行政法人産業総合研究所(AIST)	一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)
ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)	一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)
一般社団法人コンピューターソフトウェア協会(CSAJ)	一般社団法人 日本オンラインゲーム協会(JOGA)
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)	JPCERTコーディネーションセンター(JPCERT/CC)
独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)
一般社団法人 日本広告業協会(JAAA)	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(MCPC)
一般社団法人 インターネット広告推進協議会(JIAA)	独立行政法人 情報通信研究機構(NICT)
一般財団法人 日本データ通信協会(JADAC)	一般社団法人日本ソフトウェア産業協会(NSA)
社団法人 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)	社団法人電気通信事業者協会(TCA)
一般社団法人ソーシャルゲーム協会(JASGA)	一般社団法人テレコムサービス協会(TELESA) 等
社団法人日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)	

関係事業者

株式会社NTTドコモ	株式会社電通
KDDI株式会社	株式会社博報堂
ソフトバンクモバイル株式会社	アンドロイダー株式会社
株式会社日本総合研究所	情報セキュリティ格付け制度研究会 等



インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第4回）の概要

- (1)日時・場所：2012年10月18日（木）及び19日（金） 米国ワシントンD. C.
- (2)概要：総務省情報通信国際戦略局長と国務省大使の間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的を実施している政策対話。
 ※この対話は、日米首脳会談(2012年4月30日)で、日米関係の強化・拡大を目指す「日米協カイニシアティブ」の一環として位置づけられています。
- (3)参加者：
 - 【日本側】藤崎在アメリカ合衆国特命全権大使、桜井総務省情報通信国際戦略局長、遠藤政府CIO、外務省、経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター、政府CIO室 ほか
 - 【米国側】キャンベル国務次官補、バービーア国務省大使、ヴァンローケル連邦政府CIO、商務省（NTIA）、国土安全保障省、連邦通信委員会（FCC）、連邦取引委員会（FTC）ほか

政府間共同記者発表（抜粋）

(6) 消費者のデータ保護

双方は、スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性と、リテラシー向上について議論を行った。双方は、安心安全なICTの利活用の環境を確保し、移動体通信市場の継続的な発展を確保するため、引き続き、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致した。

また、双方は、情報の自由な流通の確保とプライバシーの保護とのバランスを確保することの重要性を認識した。双方は、引き続き、地域ごとのアプローチの相互運用性を推進する国際的な努力（EUとの協調を含む）を追及するとともに、APECの越境プライバシールールシステムの実施の重要性を強調するよう期待することで一致した。また、双方は、国際的なデータ保護の努力についての情報交換を継続していくこととした。



- ホワイトハウスの政策大綱※の中で掲げられた「消費者プライバシー権利章典」の具体化を目的とした行動規範を策定するため、NTIA(米国商務省・国家電気通信情報庁)はマルチステークホルダー会合を開催(企業、業界団体、消費者団体等が出席し各者がそれぞれの立場から自由に発言)。
- 本年3月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、NTIAは「モバイル・アプリの透明性」に関する行動規範をまず策定することとし、そのためのマルチステークホルダー会合を2012年7月12日から開催。本年12月までに計7回の開催を予定。今までに、第6回会合まで開催されている。
- 今後、第7回会合は12月17日予定。

会合回数	開催日	概要
第1回	7月12日	参加者が自由に発言を行い、これら意見について挙手により重要度の記録を行った。
第2回	8月22日	本会合の運営方法等手続き面について議論が行われた。
第3回	8月29日	第1回会合で多くの指示を集めた意見の紹介がNTIAより行われ、追加の意見募集が行われた。ワーキンググループの設置や事業者からの技術的なブリーフィングの必要性につき議論された。
第4回	10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所Venableが作成した行動規範の討議ドラフトを一部修正して当面用いることを決定 ・次の2つのサブグループを設置して作業を進めることを決定 <ol style="list-style-type: none"> ①個人が特定される可能性のあるモバイル・アプリが利用するデータ構成要素・機能のリスト ②簡略な告知の開発
第5回	11月7日	<ol style="list-style-type: none"> ①データ構成要素・機能のリスト作成 <ul style="list-style-type: none"> ・競争的テクノロジー協会(ACT)とTRUSTeが作成したリストの説明が行われた ②簡略な告知の開発 <ul style="list-style-type: none"> ・簡略な告知に何を含めるべきか、簡略な告知が有効かどうかの評価が検討課題とされた ③モバイル・アプリの透明性に関する行為規範ドラフト <ul style="list-style-type: none"> ・修正版のVenableの討議ドラフト、Center for Democracy & Technology(CDT)等からの案を議論
第6回	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル・アプリの透明性に関する行為規範について3つの討議ドラフトが発表され議論が行われた ・簡略な告知の開発について発表が行われた

※:「ネットワーク化された世界における消費者データプライバシー:グローバルデジタルエコノミーにおけるプライバシー保護及びイノベーション促進に向けた枠組み」

※:第3回~第4回の間に関係者ブリーフィングが開催された。



日EU・ICT政策対話（第19回）の概要

- (1)日時・場所:2012年11月14日(水) 東京
- (2)概要:総務省と欧州委員会(通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局)との間で、ICT政策全般について、定期的に行っている政策対話。今回(第19回)の政策対話では、本年5月の総務省と欧州委員会の間のICT担当の閣僚級会談及び会談後に発表したICT分野における日EU間での政策協力に関する共同声明を踏まえ対話を実施。
- (3)参加者:
 - 【日本側】桜井総務省情報通信国際戦略局長 ほか
 - 【EU側】スタンチッチ欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局次長 ほか

日EU・ICT政策対話（第19回）の結果

(5)その他

青少年のインターネット利用環境整備、ブロードバンド普及促進、スマートフォンにおける利用者情報の取扱い等ICTサービスにおける利用者情報・プライバシーについて、日EU双方の政策動向やベストプラクティスの共有など、情報交換・意見交換を行いました。これらの議題についても、引き続き情報交換・意見交換を行うこととしています。



プライバシー・バイ・デザイン (PbD: Privacy by Design)

○カナダオンタリオ州 情報プライバシー・コミッショナーのアン・カブキアン博士が1990年代に開発した概念

7つの基本原則

1. 事後対応ではなく、事前対応/予防的
2. デフォルト設定でプライバシー保護
3. 設計時に組み込むプライバシー保護
4. すべての機能に対して:ゼロサムではなく、ポジティブサム
5. 個人情報のライフサイクル全体における保護
6. 可視性と透明性:オープンにする
7. 個人のプライバシー尊重:個人を主体に考える

プライバシー・バイ・デザイン

プライバシー情報を守るための世界的新潮流

堀部政男/JIPDEC編
PbD: アンカブキアン著

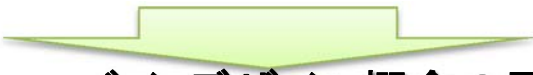
第3章にてスマートフォン プライバシー イニシアティブを日本の代表的プライバシー・バイ・デザイン事例として紹介

プライバシー影響評価 (PIA: Privacy Impact Assessment)

個人情報の収集を伴う情報システムの導入にあたり、プライバシーへの影響度を「事前」に評価し、その構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

プライバシー保護強化技術 (PETs: Privacy Enhancing Technologies)

プライバシー保護を向上させるために利用される技術の総称(代替的PET、補完的PET(DNT等))



プライバシー・バイ・デザイン概念の国際的浸透

- データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議決議(第32回:2010年10月)
- EU個人データ保護規則案(2012年1月)
- 携帯通信事業者の業界団体GSMA「携帯端末向けのプライバシー原則」(2012年1月)
- FTC報告書「急速に変化する時代における消費者プライバシー保護」(2012年3月)